

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例

昭和 3 1 年 1 0 月 8 日

条例第 2 0 号

第 1 条 墨田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の受ける給料、旅費及び手当並びに勤務に関しては、この条例の定めるところによる。

（給料）

第 2 条 教育長の給料は、月額 8 4 万 3 , 0 0 0 円とする。

（旅費）

第 3 条 教育長が公務により旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。

（諸手当）

第 4 条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、手当を支給する。

（給与の支給方法等）

第 5 条 給料及び旅費の支給方法並びに手当の種類、額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、墨田区長等の給料等に関する条例（昭和 2 2 年墨田区条例第 7 号）に定めるものの例による。

（勤務条件）

第 6 条 教育長の勤務時間その他勤務条件については、別に定めがあるものを除き、墨田区の一般職の職員について定められているものの例による。

（職務に専念する義務の特例）

第 7 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 1 条第 5 項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 3 号）の適用を受ける職員の例による。

付 則（令和元年 1 2 月 1 1 日条例第 3 7 号）

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。